

京都市訓令甲第 8 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和元年11月1日

京都市長 門 川 大 作

別表第1局の庶務を担当する部長及び室長の項中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 会計年度任用職員の採用，期間の更新，退職等に関する事。

別表第2保健福祉部長の項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 会計年度任用職員（人事担当局長が別に定める者に限る。）の採用，期間の更新，退職等に関する事（区役所及び区役所支所（以下「区役所等」という。）の保健福祉センター健康福祉部（保険年金課を除く。）に係るものに限る。）。

別表第2はぐくみ創造推進室長の項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 会計年度任用職員（人事担当局長が別に定める者に限る。）の採用，期間の更新，退職等に関する事（区役所等の保健福祉センター子どもはぐくみ室に係るものに限る。）。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)